

# 北上市地区対抗駅伝競走大会競技規則

## 第1条 目的

本規則は、日本陸上競技連盟駅伝競走基準に準拠し、競技会の運営を支障なく円滑に行うために原則的に規定したものであるが、事情によって基本線をこえない範囲において、主催者はこれを変更することができる。

## 第2条 名称

本競技大会は、北上市地区対抗駅伝競走大会（以下「本大会」という）と称する。

## 第3条 主管及び事務局

本大会は、北上市陸上競技協会が主管し、大会事務局は公益財団法人北上市体育協会に置く。

## 第4条 競走路

(1) 本大会の競走路は北上総合運動公園陸上競技場発着周回コースとする。

(2) 競走路は、10区間41.7kmとし、次のとおり区分する。

- 第1区 3.0km(中学生男子の区間)
- 第2区 1.6km(小学生男子の区間)
- 第3区 1.6km(小学生女子の区間)
- 第4区 3.0km(中学生以上の女子の区間)
- 第5区 3.0km(50歳以上の区間)
- 第6区 5.9km(一般の区間・高校生出走可)
- 第7区 5.9km(一般の区間・高校生出走不可)
- 第8区 5.9km(一般の区間・高校生出走不可)
- 第9区 5.9km(一般の区間・高校生出走可)
- 第10区 5.9km(一般の区間・高校生出走不可)

(3) スタートライン、フィニッシュライン、中継線は走路に白線で表示する。

(4) 走路員を配置し、走者の安全走行を図る。

## 第5条 出場参加チーム

(1) 出場参加チームは監督1名、選手20名以内とする。

(2) 監督も選手を兼ねることができる。(その際は選手20名の中に記入すること。)

(3) 地区毎に出場できるチームは、2チームまでとする。

(4) 一人1区間の出走とする。

(5) 出場参加チームの競技者は、大会前に医師による健康診断を受けること。

## 第6条 競技会

(1) 競走は、1チーム10名による1区間ずつの継走で行われる。

(2) 競技者は、予め申込みしたオーダーにより所定の区間走路を走破するものとし、オーダーの変更は認めない。

(3) 競技者の変更は、当日の午前7時50分迄に大会事務局に所定の用紙により提出する。

(4) 競技者は誠実に競走しなければならない。

(5) 競技者は、定められたナンバーカードを胸と背に、競走中いつでも見えるところに縫いつけておかななければならない。

(6) 競技者のシューズは、それをはくことによって、競技者にどんな助力でも与えるようにつくられたものであってはならない。

(7) 各区間走者の引き継ぎには「たすき」を用いる。「たすき」は競走中必ず肩から脇の下にかけていなければならない。「たすき」を肩にかけないで競技をした場合失格とすることもある。「たすき」は

主催者が用意する。

- (8) 中継線における「たすき」の受渡しは必ず走者の手から手へ渡さなければならない。
- (9) 「たすき」の受渡し区間は中継線より前方 20m の範囲とし、前区間走者の助力となるような行為は認めない。
- (10) コース上に事故等により競技の続行困難が生じた場合、審判長が成否を判断し決定する。
- (11) 競技者が競走中、審判長、審判員、監察員、医務員から競走の中止を命ぜられたときは、直ちに競走を中止しなければならない。但し、審判員、監察員は審判長と連絡協議の上裁定するものとする。
- (12) 競技者が途中で競走を続行することができない状態となった時、又は競技の中止を命じられた場合は、該当チームのその区間の競技は無効とする。但し、そのチームは審判長の指示に従い、次の区間走者から再び競技を続行することができる。この場合、そのチームの通算記録・成績は認めないが、各区間の記録順位は認める。
- (13) 競技者は、競走路の中心より左側を走らなければならない。交差点では中心から右に出てはならない。但し、区間によっては歩道を走ることもあり、現場の指導者の指示に従う。

## 第7条 随行車

- (1) 随行車とは、大会役員車、本部車、審判車、監察車、医務車、事務局車、報道関係車等をいう。
- (2) 随行車は、遠方からも良く確認できる標識をつけて運行しなければならない。
- (3) 随行車は、すべての交通規則を厳守するばかりでなく、常に競技者の安全を確認するため、大会関係以外の車両にも注意を払い、指導する任務がある。
- (4) 競技者とともに走る、いわゆる伴走者(車)は、徒歩であろうが、いかなる種類の車であろうが許さない。

### [付記]

この競技規則は 2002. 9. 23 開催の第 12 回大会のコース変更に伴い一部改正した。

この競技規則は 2003. 9. 23 開催の第 13 回大会の名称変更に伴い一部改正した。

この競技規則は 2005. 9. 23 開催の第 15 回大会のコース変更に伴い一部改正した。

この競技規則は 2006. 9. 23 開催の第 16 回大会のコース変更に伴い一部改正した。

この競技規則は 2010. 9. 23 開催の第 20 回大会の開催要項変更に伴い一部改正した。

この競技規則は 2012. 9. 23 開催の第 22 回大会の開催要項変更に伴い一部改正した。

この競技規則は 2013. 9. 22 開催の第 23 回大会の開催要項変更に伴い一部改正した。

この競技規則は 2014. 10. 5 開催の第 24 回大会の開催要項変更に伴い一部改正した。

この競技規則は 2015. 9. 20 開催の第 25 回大会の開催要項変更に伴い一部改正した。

この競技規則は 2016. 5. 1 開催の第 26 回大会の開催要項変更に伴い一部改正した。